



発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（2件）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	7
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第82号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立高知江の口養護学校」を「高知県立高知江の口特別支援学校」に、「高知県立高知若草養護学校子鹿園分校」を「高知県立高知若草特別支援学校子鹿園分校」に、「高知県立日高養護学校高知みかづき分校」を「高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校」に、「高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校」を「高知県立高知若草特別支援学校国立高知病院分校」に、「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に、「高知県立須崎工業高等学校 高知県立須崎高等学校」を「高知県立須崎総合高等学校」に、「高知県立宿毛工業高等学校 高知県立高知若草養護学校」を「高知県立宿毛工業高等学校 高知県立高知若草特別支援学校」に、「高知県立清水高等学校 高知県立日高養護学校」を「高知県立清水高等学校 高知県立日高養護学校」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第83号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項の表中

「	体育館のトレーニング室	別記第10号様式	」
---	-------------	----------	---

を

「	体育館のトレーニング室	別記第10号様式	」
	スポーツ科学センター	別記第10号様式の2	

に改める。

別表の1の表春野総合運動公園の項中

「	野球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後5時まで	」
---	-----	----------------	-----------------	---

ル場 運動広場 多目的広場 テニスコート 体育館 球技場 陸上競技場 水泳場 屋内飛込み練習場 屋内運動場 射撃場 アーチェリー場 相撲場 会議室 附属設備	の毎日	
--	-----	--

を

「

野球場 ソフトボール場 運動広場 多目的広場 テニスコート 体育館 球技場 陸上競技場 水泳場 屋内飛込み練習場 屋内運動場 射撃場 アーチェリー場 相撲場 会議室 附属設備	1月4日から12月28日までの毎日	午前8時30分から午後5時まで
スポーツ科学センター	1月4日から12月28日までの期間のうち	午後1時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から

月曜日（月曜日が休日に該当するとき、その翌日以後の直近の休日以外の日）を除く日	午後5時まで
---	--------

に改める。  
別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

**第10号様式の2**（第4条関係）  
（その1）

(規格 8センチメートル×18センチメートル)

	No. _____	年 月 日	高 知 県	No. _____	年 月 日
と	高知県立春野総合運動公園スポーツ科学センター利用券				
じ	高知県立春野総合運動公園スポーツ科学センター利用券				
し	区分（児童・生徒	その他の者）	区分（児童・生徒	その他の者）	
ろ	利 用 料	円	利 用 料	円	

- 備考 1 Noは、会計年度ごとの通し番号とします。  
2 この半券をもって、現金領収証書に代えるものとします。  
3 点線は、切取り線とします。

（その2）

(規格 3センチメートル×5.75センチメートル)

	No. _____	年 月 日	高 知 県	No. _____	年 月 日
	高知県立春野総合運動公園スポーツ科学センター利用券				
	区分 利用料 円 高知県立春野総合運動公園				

- 備考 1 Noは、会計年度ごとの通し番号とします。  
2 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとします。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示  
議 会 告 示  
教 育 委 員 会 告 示  
警 察 本 部 告 示

- 高知県告示第980号
- 高知県議会告示第1号
- 高知県教育委員会告示第11号
- 高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月 高知  
高知  
高知  
高知

県告示第645号  
県議会議長告示第1号  
県教育委員会告示第30号  
県警察本部告示第1号  
平成30年12月25日

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直  
高知県議会議長 土森 正典  
高知県教育長 伊藤 博明  
高知県警察本部長 宇田川 佳宏

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	127,900	178,700	199,900	249,600
	2	128,800	180,100	201,300	251,000
	3	129,800	181,500	202,600	252,400
	4	130,700	183,000	204,000	253,800
	5	131,700	184,400	205,200	254,900
	6	132,700	185,900	206,700	256,100
	7	133,700	187,400	208,100	257,400
	8	134,700	188,800	209,600	258,700
	9	135,500	190,200	211,000	259,600
	10	136,500	191,400	212,500	260,900
	11	137,500	192,700	214,000	262,200
	12	138,600	194,000	215,600	263,500
	13	139,400	195,300	216,900	264,500
	14	140,400	196,300	218,500	265,700
	15	141,400	197,400	220,100	266,900
	16	142,400	198,600	221,800	268,000
	17	143,500	199,700	223,200	269,000
	18	144,700	200,700	224,400	270,200
	19	145,900	201,700	225,500	271,400
	20	147,100	202,700	226,700	272,600
	21	148,200	203,600	227,900	273,400
	22	149,400	204,600	229,400	274,500
	23	150,600	205,800	230,900	275,600
	24	151,800	206,900	232,400	276,600
	25	153,000	208,100	233,900	277,700
	26	154,500	209,300	235,200	278,800
	27	155,900	210,500	236,600	279,900
	28	157,400	211,700	238,000	281,000
	29	158,800	212,900	239,100	281,900
	30	160,300	214,100	240,400	283,000
	31	161,800	215,300	241,700	284,100
	32	163,300	216,500	242,900	285,200
	33	164,800	217,200	243,900	286,000
34	166,500	218,500	245,200	287,100	

35	168,300	219,700	246,600	288,200
36	170,100	221,000	248,000	289,200
37	171,900	221,800	249,100	289,900
38	173,500	223,000	250,500	290,800
39	175,100	224,200	251,900	291,700
40	176,800	225,400	253,300	292,500
41	178,400	226,300	254,400	293,400
42	179,800	227,300	255,700	294,400
43	181,200	228,500	257,000	295,400
44	182,500	229,600	258,300	296,400
45	183,900	230,500	259,200	297,200
46	185,300	231,700	260,400	298,100
47	186,700	232,900	261,600	299,000
48	188,100	234,100	262,800	299,900
49	189,300	235,200	263,900	300,800
50	190,400	236,400	265,100	301,700
51	191,600	237,600	266,300	302,600
52	192,600	238,800	267,300	303,500
53	193,700	239,800	268,400	304,300
54	194,600	240,800	269,600	305,100
55	195,700	241,800	270,800	305,900
56	196,800	242,800	272,000	306,700
57	197,800	243,700	272,800	307,500
58	198,800	244,700	273,900	308,300
59	199,800	245,700	275,000	309,100
60	200,900	246,600	276,100	309,900
61	201,900	247,600	277,100	310,500
62	202,700	248,500	278,200	311,200
63	203,500	249,400	279,300	311,900
64	204,300	250,300	280,300	312,600
65	205,000	251,100	281,200	313,300
66	205,700	251,900	282,000	313,900
67	206,400	252,700	282,800	314,500
68	207,000	253,500	283,500	315,100
69	207,400	254,200	284,400	315,800
70	207,800	254,800	285,200	316,300
71	208,200	255,400	286,000	316,800
72	208,700	255,900	286,800	317,300
73	209,000	256,200	287,700	317,600
74	209,600	256,600	288,500	318,100

75	210,200	257,100	289,300	318,600
76	210,900	257,400	290,100	319,100
77	211,100	258,000	290,900	319,400
78	211,600	258,500	291,500	319,800
79	212,200	259,000	292,100	320,200
80	212,800	259,500	292,700	320,600
81	213,200	259,900	293,200	321,100
82	213,900	260,200	293,800	321,500
83	214,600	260,500	294,400	321,900
84	215,300	260,800	295,000	322,300
85	215,900	261,200	295,500	322,700
86	216,600	261,600	296,100	323,100
87	217,300	262,000	296,700	323,500
88	218,000	262,400	297,300	323,900
89	218,400	262,600	297,700	324,200
90	219,000	263,000	298,200	324,600
91	219,600	263,400	298,700	325,000
92	220,200	263,800	299,200	325,400
93	220,500	264,200	299,700	325,700
94	221,000	264,600	300,200	326,100
95	221,500	265,000	300,700	326,500
96	221,900	265,400	301,200	326,900
97	222,500	265,600	301,600	327,200
98	223,000	265,900	302,100	327,600
99	223,500	266,100	302,600	328,000
100	224,000	266,400	303,100	328,400
101	224,400	266,800	303,500	328,700
102	225,000	267,000	303,900	
103	225,600	267,300	304,300	
104	226,200	267,600	304,700	
105	226,500	267,900	305,100	
106	227,000	268,200	305,500	
107	227,500	268,500	305,900	
108	227,900	268,800	306,300	
109	228,100	269,100	306,700	
110	228,500	269,400	307,100	
111	229,000	269,700	307,500	
112	229,300	270,000	307,900	
113	229,800	270,300	308,200	
114	230,300	270,600	308,600	

115	230,800	270,900	309,000	
116	231,300	271,200	309,400	
117	231,700	271,500	309,700	
118	232,100	271,800	310,100	
119	232,500	272,100	310,500	
120	232,900	272,400	310,900	
121	233,300	272,600	311,200	
122		272,900	311,600	
123		273,200	312,000	
124		273,500	312,400	
125		273,700	312,600	
126		273,900	313,000	
127		274,200	313,400	
128		274,500	313,800	
129		274,700	314,000	
130		274,900	314,400	
131		275,200	314,800	
132		275,500	315,200	
133		275,700	315,400	
134		275,900		
135		276,200		
136		276,500		
137		276,700		
再任用職員	192,900	204,200	226,400	247,700

別表第4（その2）中「6,000円」を「6,100円」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

1 この就業規則は、平成30年12月25日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（次項において「改正後の就業規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

（内払）

2 改正後の就業規則の規定を適用する場合においては、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

3 この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。  
（技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正）

4 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18年12月高知県告示第842号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第18号・高知県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成29年12月改定差額（平成29年4月1日）」を「平成29年12月及び平成30年12月改定差額（平成30年4月1日）」に改め、「以下この項において「平成29年12月改正就業規則」という。」を削り、「平成29年12月改正就業規則による」を「技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成30年12月高知県告示第988号・高知県議会告示第1号・高知県教育委員会告示第11号・高知県警察本部告示第1号）による」に改める。

高知県告示第981号

高知県議会告示第2号

高知県教育委員会告示第12号

高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月 高知  
高知  
高知  
高知

県告示第645号  
県議会議長告示第1号  
県教育委員会告示第30号  
県警察本部告示第1号

）の一部を次のように改正する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県議会議長 土森 正典  
高知県教育長 伊藤 博明

高知県警察本部長 宇田川 佳宏  
別表第2（その1）中「1級24号給」を「1級25号給」に、「1級12号給」を「1級13号給」に改め、同表（その2）号給の項中「12」を「13」に、「16」を「17」に、「20」を「21」に、「24」を「25」に、「28」を「29」に、「32」を「33」に、「34」を「35」に、「36」を「37」に、「38」を「39」に、「40」を「41」に、「42」を「43」に、「44」を「45」に、「46」を「47」に、「48」を「49」に、「50」を「51」に、「52」を「53」に、「54」を「55」に、「56」を「57」に、「58」を「59」に、「60」を「61」に、「62」を「63」に、「64」を「65」に、「66」を「67」に、「68」を「69」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この就業規則は、平成31年4月1日から施行する。  
（初任給の調整）
- この就業規則の施行の日以後に新たに職員となる者で、一般職員の例により職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）第11条から第13条までの規定に該当するものの初任給については、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則別表第2（その1）の規定にかかわらず、一般職員の例によりその者の号給を決定するものとする。  
（雑則）
- この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成30年12月25日

高知県公営企業局長 北村 強

**高知県公営企業局管理規程第5号**

**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
第18条第2項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「2万円」を「21,000円」に改め、同項第3号中「5,900円」を「6,100円」に改める。

**附 則**

この規程は、平成30年12月25日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年12月25日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第8号**

**高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に、「高知県立日高養護学校」を「高知県立日高特別支援学校」に、

高知県立 高知若草 養護学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科
		国立高知 病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科
		土佐希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科

を「

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自 由	国立高知 病院分校	小学部 中学部	

	病弱		高等部	普通科
	肢体不自 由	土佐希望 の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科

に、「高知県立高知江の口養護学校」を「高知県立高知江の口特別支援学校」に改める。

**第2条** 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自 由 病弱	国立高知 病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立 高知江の 口特別支 援学校	病弱	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知大学 医学部附 属病院分 校	小学部 中学部	

を「

高知県立 高知若草 特別支援 学校	肢体不自 由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分 校	小学部 中学部	

			高等部	普通科
		土佐希望の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立高知江の口特別支援学校	病弱	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		高知大学医学部附属病院分校	小学部 中学部	
	病弱 肢体不自由	国立高知病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科

に改める。

**附 則**

この規則中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成33年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第9号**

**高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「高知県立山田養護学校寄宿舎」を「高知県立山田特別支援学校寄宿舎」に、「高知県立日高養護学校寄宿舎」を「高知県立日高特別支援学校寄宿舎」に、「高知県立高知若草養護学校寄宿舎」を「高知県立高知若草特別支援学校寄宿舎」に、「高知県立高知江の口養護学校寄宿舎」を「高知県立高知江の口特別支援学校寄宿舎」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

-----

**教 育 委 員 会 訓 令**

-----

**高知県教育委員会訓令第6号**

教育委員会事務局

県 立 学 校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月25日

高知県教育長 伊藤 博明

**県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令**

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に、「高知県立高知若草養護学校」を「高知県立高知若草特別支援学校」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

-----

**人 事 委 員 会 規 則**

-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第20号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「2万円」を「21,000円」に改め、同項第3号中「7,200円」を「7,400円」に改め、同項第4号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第5号中「5,100円」を「5,300円」に改める。

別表第5の2の表中「14,500円」を「14,600円」に改め、同表の3の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、同表の6の表中「11,700円」を「11,800円」に改め、同表の8の表中「7,900円」を「8,000円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

-----

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第21号**

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第22の表中「1級28号給」を「1級29号給」に、「1級18号給」を「1級19号給」に、「1級8号給」を「1級9号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に、「1級12号給」を「1級13号給」に改める。

別表第23の表中「1級24号給」を「1級25号給」に、「1級6号給」を「1級7号給」に改める。

別表第25の表中「2級32号給」を「2級33号給」に、「2級16号給」を「2級17号給」に、「2級4号給」を「2級5号給」に、「1級14号給」を「1級15号給」に、「1級24号給」を「1級25号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改める。

別表第26の表中「2級44号給」を「2級45号給」に、「2級28号給」を「2級29号給」に、「2級16号給」を「2級17号給」に、「2級6号給」を「2級7号給」に、「1級24号給」を「1級25号給」に、「1級14号給」を「1級15号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改める。

別表第27の表中「2級4号給」を「2級5号給」に、「1級18号給」を「1級19号給」に、「1級8号給」を「1級9号給」に、「2級36号給」を「2級37号給」に、「2級16号給」を「2級17号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改める。

別表第28の表中「1級36号給」を「1級37号給」に、「1級12号給」を「1級13号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改める。

別表第29の表中「2級18号給」を「2級19号給」に、「2級4号給」を「2級5号給」に、「1級14号給」を「1級15号給」に、「1級20号給」を「1級21号給」に、「1級10号給」を「1級11号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改める。

別表第30の表中「2級14号給」を「2級15号給」に、「2級8号給」を「2級9号給」に、「2級4号給」を「2級5号給」に、「1級4号給」を「1級5号給」に改め、同表備考2中「2級18号給」を「2級19号給」に、「2級12号給」を「2級13号給」に改める。

別表第31の5の表中

90	89
90	90
90	90
91	90

91		90
91		91
92		91
92		91
92		91
93		92
93		92
93		92
93		92
93		92
94		93
94		93
94		93
94		94
95		94
95		94
95		95
95		95
96		95

を に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第22、別表第23及び別表第25から別表第30までの改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（附則第4項において「平成30年12月新規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成31年4月1日以後に新たに職員となる者で、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第11条から第12条の2までの規定に該当するものの初任給については、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第11条から第12条の2まで及び別表第22から別表第30までの規定にかかわらず、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定するものとする。
- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、平成30年12月新規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、平成30年12月新規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第22号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の95.5以上100分の155以下」を「100分の100.5以上100分の165以下」に、「100分の119.5以上100分の195以下」を「100分の124.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「100分の85以上100分の95.5未満」を「100分の90以上100分の100.5未満」に、「100分の106以上100分の119.5未満」を「100分の111以上100分の124.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の74.5」を「100分の79.5」に、「100分の94.5」を「100分の99.5」に改める。

第13条の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の40.5」を「100分の43.5」に、「100分の50.5以上」、12月に支給する場合においては100分の41以上（特定幹部職員にあっては、100分の51）を「100分の53.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の37」を「100分の40」に、「100分の47」、12月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を「100分の50」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の37」を「100分の40」に、「100分の47未満」、12月に支給する場合においては100分の37.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を「100分の50」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。